

## 重要事項説明書

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口 等  
 電話： 042-316-3433 FAX： 042-316-3438  
 担当者： 坂本 千寿子  
 ※ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

### 事業所の概要

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 事業所名     | 株式会社Grand Life 訪問看護ステーション ベすと       |
| 所在地      | 東京都小金井桜町2-12-32 セレーサ小金井102          |
| 事業所番号    | 7291842号                            |
| サービス提供地域 | 小金井市全域<br>※詳細については、事業所までお問い合わせください。 |

### 事業所の職員体制等

| 職種       | 従事する業務  | 人 員              |
|----------|---------|------------------|
| 管理者      | 業務全般の管理 | 1名               |
| サービス担当職員 | サービス担当  | 22名(常勤15名、非常勤7名) |
| 内訳       | 看護師     | 7名(常勤3名、非常勤4名)   |
| 内訳       | 准看護師    | 2名(常勤1名、非常勤1名)   |
| 内訳       | 理学療法士   | 11名(常勤9名、非常勤2名)  |
| 内訳       | 作業療法士   | 1名(常勤0名、非常勤1名)   |
| 内訳       | 言語療法士   | 1名(常勤0名、非常勤1名)   |
| 内訳       | 介護福祉士   | 1名(常勤1名、非常勤0名)   |

※サテライト含む

### 営業時間

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 営業日  | 月～金曜日<br>※土曜・日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み |
| 営業時間 | 月～金曜日 9：00～17：00                         |

### 運営の方針

- （１）訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- （２）事業の実施に当っては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

## 5 サービスの内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の援助 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥装具や介護用品の管理、相談⑦服薬管理⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 等

## 6 利用者負担金

- (1) 利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月10日までに請求書を発行します。利用者は当月料金を翌月30日までに事業者の指定する方法で支払います。

### 利用者負担金（医療保険法定利用料）

|            |                                                                         |            |      |              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|------|--------------|
| 後期高齢者の対象の方 | ・（基本療養費＋加算分）×負担割合となります。                                                 |            |      |              |
|            | ①                                                                       | 一般（②、③以外）  | 一割負担 | 月額上限 12000 円 |
|            | ②                                                                       | 住民税非課税世帯の方 | 二割負担 | 月額上限 8000 円  |
|            | ③                                                                       | 一定以上の方＊    | 三割負担 | 月額上限 44400 円 |
|            | ＊一定以上の方は、後期高齢者保険の窓口に届け出て認められれば一割負担となる場合があります。                           |            |      |              |
|            | ・交通費は一切いただきません。                                                         |            |      |              |
| 一般の健康保険等   | ・（基本療養費＋加算分）×負担割合となります。                                                 |            |      |              |
|            | ・ 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市区町村により自己負担額が異なります。                     |            |      |              |
|            | ・ 交通費は一切いただきません。                                                        |            |      |              |
|            | ◆ 1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。 |            |      |              |
|            | ※いずれも医療費控除の対象となります。                                                     |            |      |              |

### (3) キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者の病状の急変などの緊急時ややむを得ない事情の場合は不要です。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 利用日の前日午後5時までに連絡があった場合  | 無料     |
| 利用日の前日午後5時までに連絡がなかった場合 | 利用料50% |

## 7 サービスに関する苦情窓口

- (1)当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、下記の相談窓口で承ります。
- (2)当事業所以外に市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

|                         |                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 小金井市福祉サービス<br>苦情調査委員    | 所在地：小金井市本町6-6-3 市役所第二庁舎8階                                   |
|                         | 電話番号：042-383-1225                                           |
|                         | 対応時間：毎週水曜日（13：00～17：00）<br>（受付時間は 8：30～17：00 祝日、年末年始を除く月～金） |
| 東京都国民健康保険<br>団体連合会（国保連） | 所在地：千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階                                  |
|                         | 電話番号：03-6238-0173                                           |
|                         | 対応時間：9：00-17：00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く）                         |

## 8 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時及び事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡致します。
- (2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

## 9 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

## 10 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- ②看護師等は、後期高齢者保険法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されています。
- ④ 護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。